

参考資料

(1) 市内の指定避難所	1
(2) 主に開設する避難所の概要、レイアウト（案）	
◎ 鷺別コミュニティセンター	3
◎ 市民会館	5
◎ 鉄南ふれあいセンター	7
◎ 観光交流センター	9
◎ 美園児童センター	11
◎ 緑陽中学校	12
◎ 青葉小学校	13
◎ 幌別中学校	14
◎ 登別小学校	15
(3) 避難所初動キット等の内容	19
(4) 避難所開設決定時の確認項目	19
(5) 避難所担当者の確認項目	19
(6) 避難所開設の確認項目	19
(7) 避難所運営の確認項目	20
(8) 長期に及ぶ避難所運営の確認項目	21
(9) 避難所閉鎖の確認項目	21
(10) 要配慮者の特性に応じた対応例	22
(11) 避難所におけるルール（例）	24
(12) ペット飼育のルール（例）	25

(1) 市内の指定避難所

令和8年3月31日 現在

NO.	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類				
			地震	津波	洪水	崖崩れ 土石流 地滑	火山現象
1	カルルス会館	カルルス町27-7				○	
2	泉和園(旧室蘭信用金庫登別温泉支店)	登別温泉町20-3	○			○	
3	白樺の家	中登別町152-3				○	
4	汐見の家	登別東町4-38-47				○	
5	観光交流センター(ヌブル)	登別港町1-4-9	○		○	○	○
6	翠の家	登別東町5-13-6	○	○		○	
7	登別児童館	登別東町4-19-2				○	
8	明和園	登別東町2-21-1				○	
9	登別中学校	登別本町1-1-1	○			○	
10	芙蓉の家	登別本町1-18-5				○	
11	登別小学校	登別本町3-25-2	○	○		○	
12	富浦会館	富浦町1-46-4	○		○	○	
13	すずらんの家	幸町5-27-4			○	○	
14	札内借楽園	札内町73-1	○	○	○	○	
15	幌別東集会所	幌別町8-12				○	
16	永和園	幌別町3-17-8			○	○	
17	鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	○		○	○	
18	千歳福寿園	千歳町101-1				○	
19	幌別中学校	千歳町3-1-3	○	○	○	○	
20	常盤の家	常盤町3-26-3			○	○	
21	常盤会館	常盤町2-35-5			○	○	
22	幌別小学校	中央町6-19-1	○		△	○	
23	幌別児童館	中央町6-19-1	○				
24	青少年会館	中央町5-21-12				○	
25	静和園	中央町5-13-7				○	
26	三寿園	中央町3-10-3				○	
27	相生の家	富士町1-1-4				○	
28	こぶしの家	柏木町4-24-42			○	○	
29	柏木の家	柏木町4-31-2			○	○	
30	柏木集会所	柏木町1-28-1				○	
31	富士会館	富士町7-2-1	○			○	
32	富士保育所	富士町7-2-1				○	
33	老人福祉センター	富士町7-11-1				○	
34	市民会館	富士町7-33-1	○		○	○	
35	総合福祉センター(しんた21)	片倉町6-9-1	○			○	
36	幌別西小学校	片倉町5-13	○		△	○	
37	西陵中学校	片倉町5-12-1	○		△	○	
38	梅の木の家	片倉町3-14-19				○	
39	新川会館	新川町4-15-11				○	
40	ねむの木の家	新川町3-6-2				○	
41	桜木会館	桜木町2-15-17				○	

令和8年3月31日 現在

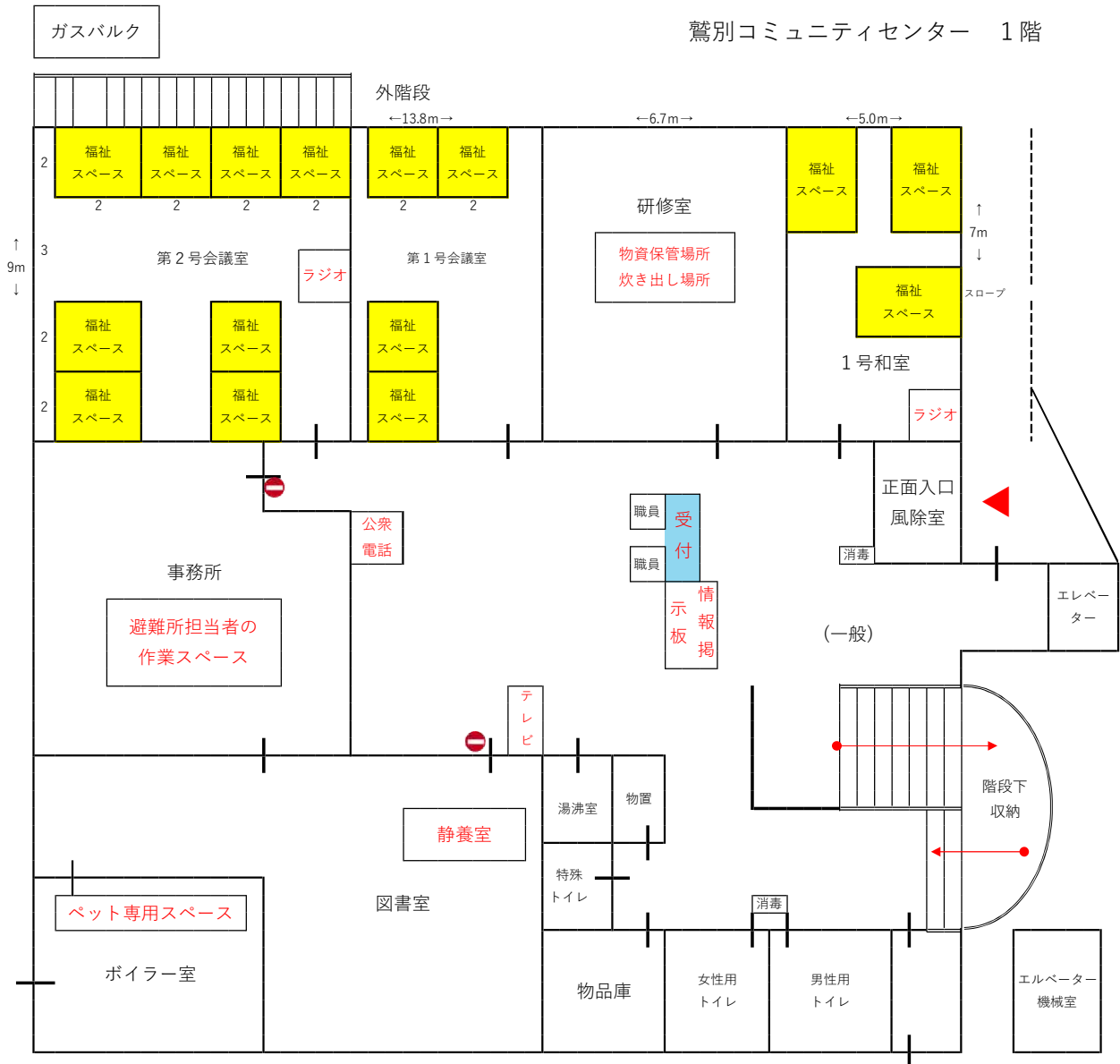
NO.	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類				
			地震	津波	洪水	崖崩れ 土石流 地滑	火山現象
42	桜木の家	桜木町2-15-16				○	
43	桜木集会所	桜木町4-1-1	○			○	
44	青葉小学校	青葉町3-3	○	○	○		
45	緑寿の家	緑町1-2-4				○	
46	総合体育館	若山町2-26-1	○		○	○	
47	あかしやの家	若山町2-9-2			○	○	
48	若山の家	若山町2-43-128	○	○	○	○	
49	和幸園	大和町2-27-17	○		○	○	
50	緑陽中学校	富岸町1-11-1	○	○	○		
51	富久寿園	富岸町1-3-2				○	
52	亀田記念公園管理棟	富岸町3-8				○	
53	富岸小学校	富岸町2-17-4	○		△	○	
54	若汐の家	若山町4-6-6	○			○	
55	ネイチャーセンター（ふおれすと鉱山）	鉱山町8-3	○	○	○	○	
56	栄楽園	栄町4-24-3				○	
57	新生集会所	新生町2-18-4	○			○	
58	希望の家	新生町5-23-21			○		
59	千代の台集会所	新生町3-13-1	○		○	○	
60	新生虹の家	新生町1-13-21	○			○	
61	富浜児童館	栄町2-18-4				○	
62	栄会館	栄町2-7-5			○	○	
63	共和園	栄町1-10-12	○			○	
64	鷺別小学校	鷺別町4-36-21	○		△	○	
65	鷺別中学校	鷺別町4-36-6	○		△	○	
66	恵和園	鷺別町4-36-37				○	
67	鷺別コミュニティセンター	鷺別町3-3-4	○			○	
68	鷺六園	鷺別町6-14-10	○			○	
69	双和園	鷺別町1-26-2				○	
70	鷺別児童館	鷺別町4-36-6	○			○	
71	若草会館	若草町2-2-7				○	
72	若草つどいセンター	若草町4-21-1	○			○	
73	優和園	若草町5-32-7			○	○	
74	若草小学校	若草町1-1-2	○			○	
75	みその園	美園町2-6-1	○			○	
76	旭ヶ丘三恵園	美園町4-8-8				○	
77	光和園	美園町3-無				○	
78	美園児童センター	美園町5-36-4	○	○		○	
79	桜美園	上鷺別町117-26			○		
80	北海道室蘭東翔高等学校体育館	室蘭市高砂町4-35-1	○	○	△	○	
81	室蘭市立天神小学校体育館	室蘭市水元町5-1	○	○	○	○	
82	国立大学法人室蘭工業大学体育館	室蘭市水元町34-1	○	○	△	○	

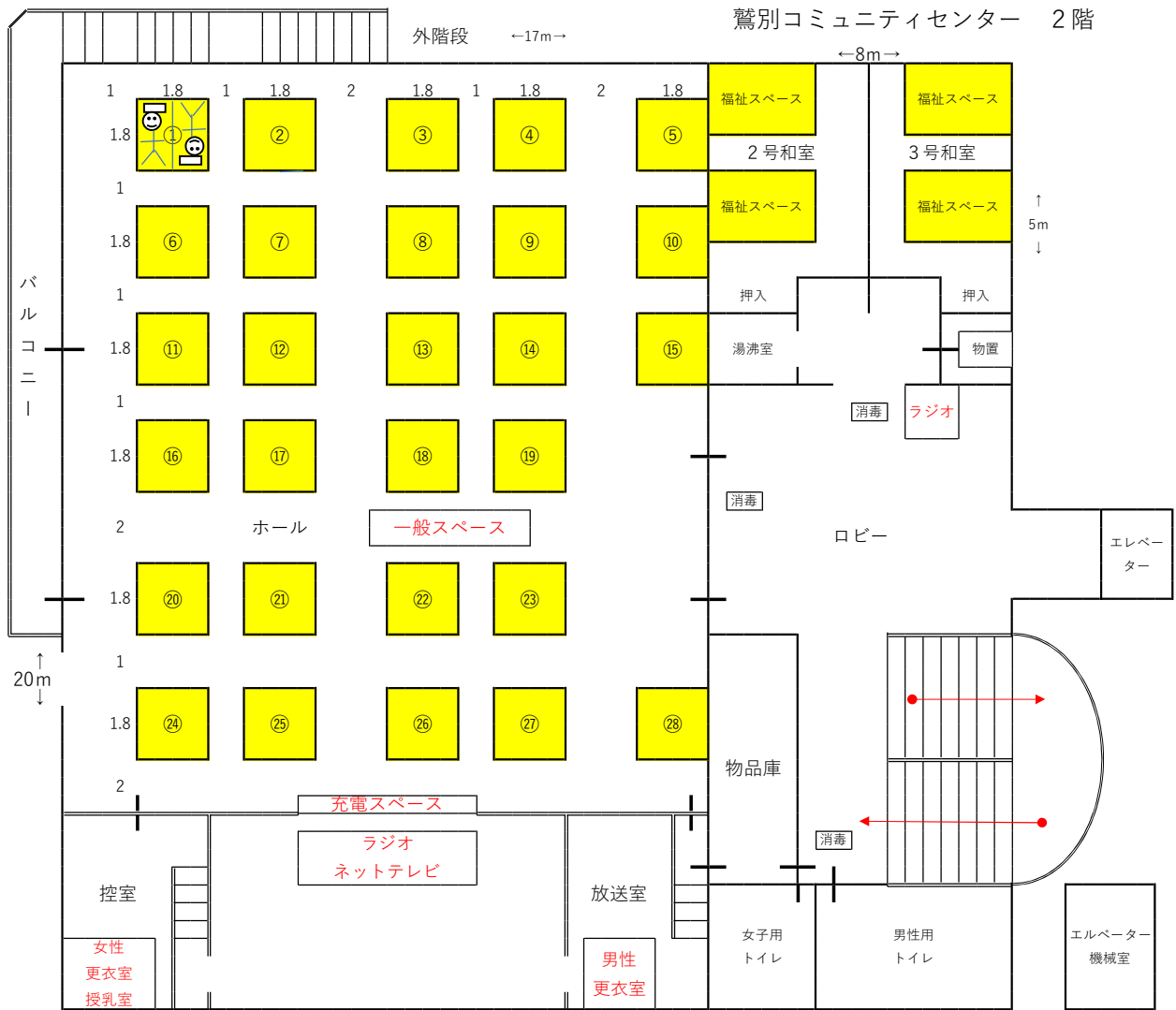
(2) 主に開設する避難所の概要、レイアウト (案)

◎ 鷺別コミュニティセンター

施設の所管	市民生活部市民協働グループ
市の備蓄	2階：物置（湯沸室向かいの休憩室の表示がある扉） 屋外：防災倉庫
その他 注意事項	・災害対応型自販機あり。（停電時は使用不可） ・特設公衆電話の回線あり。（停電時も使用可） ・ガスバルクあり。

<レイアウト (案)>

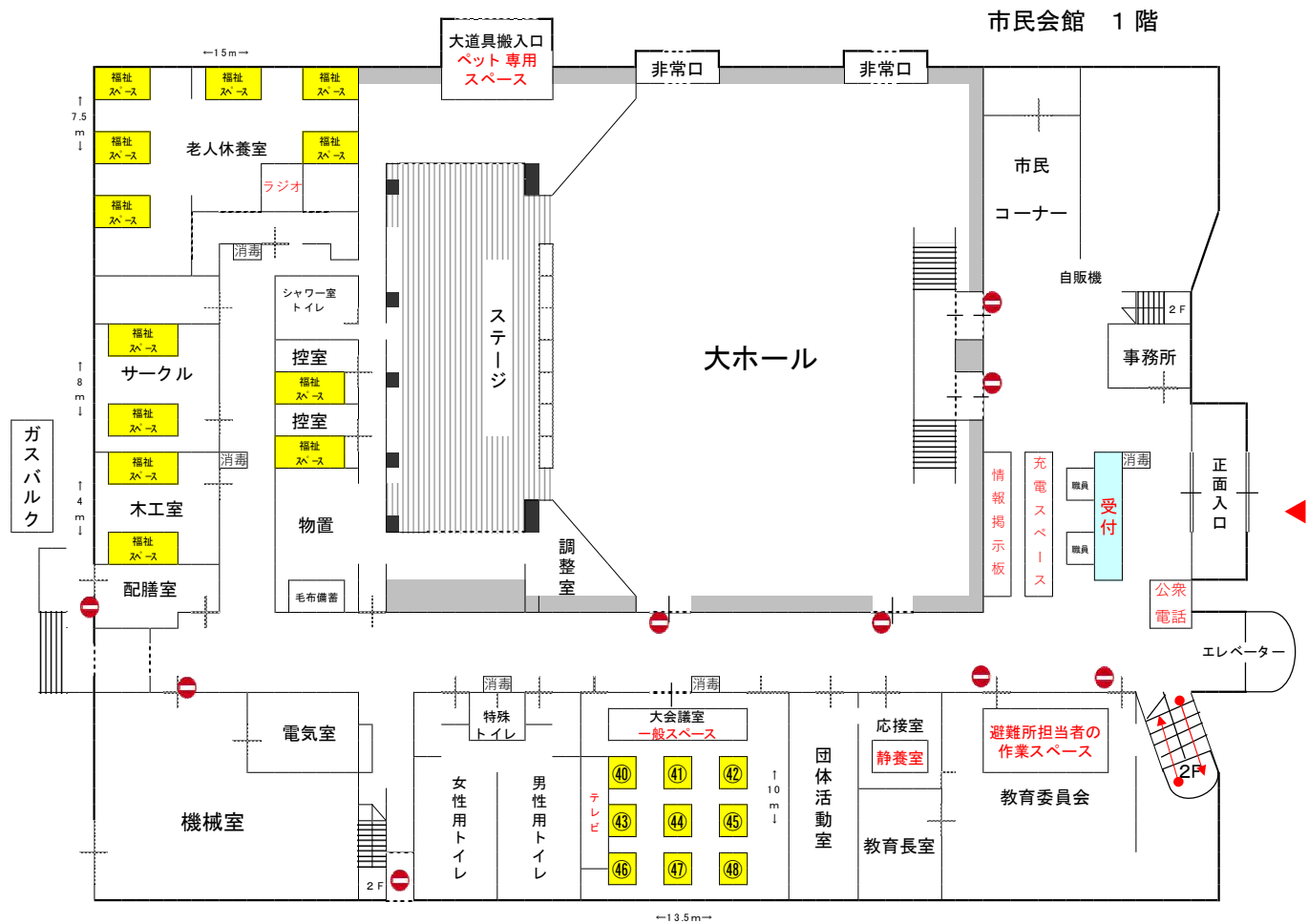




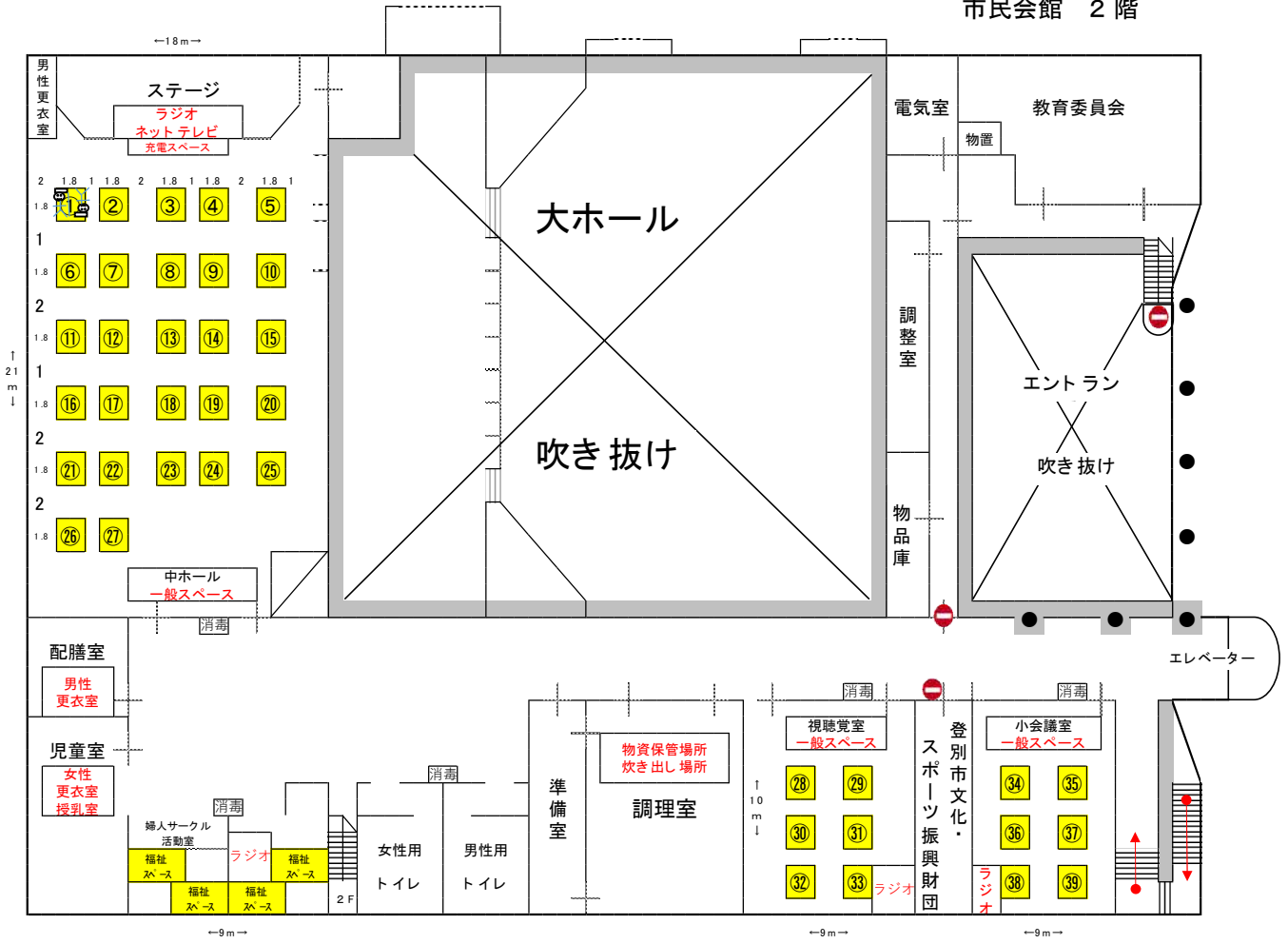
◎ 市民会館

施設の所管	教育部社会教育グループ 指定管理：一般財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団
市の備蓄	2階：物置（教育委員会並びの南京錠が付いている扉） 屋外：防災倉庫
その他 注意事項	・災害対応型自販機あり。（停電時は使用不可） ・特設公衆電話の回線あり。（停電時も使用可） ・ガスバルクあり。

<レイアウト（案）>



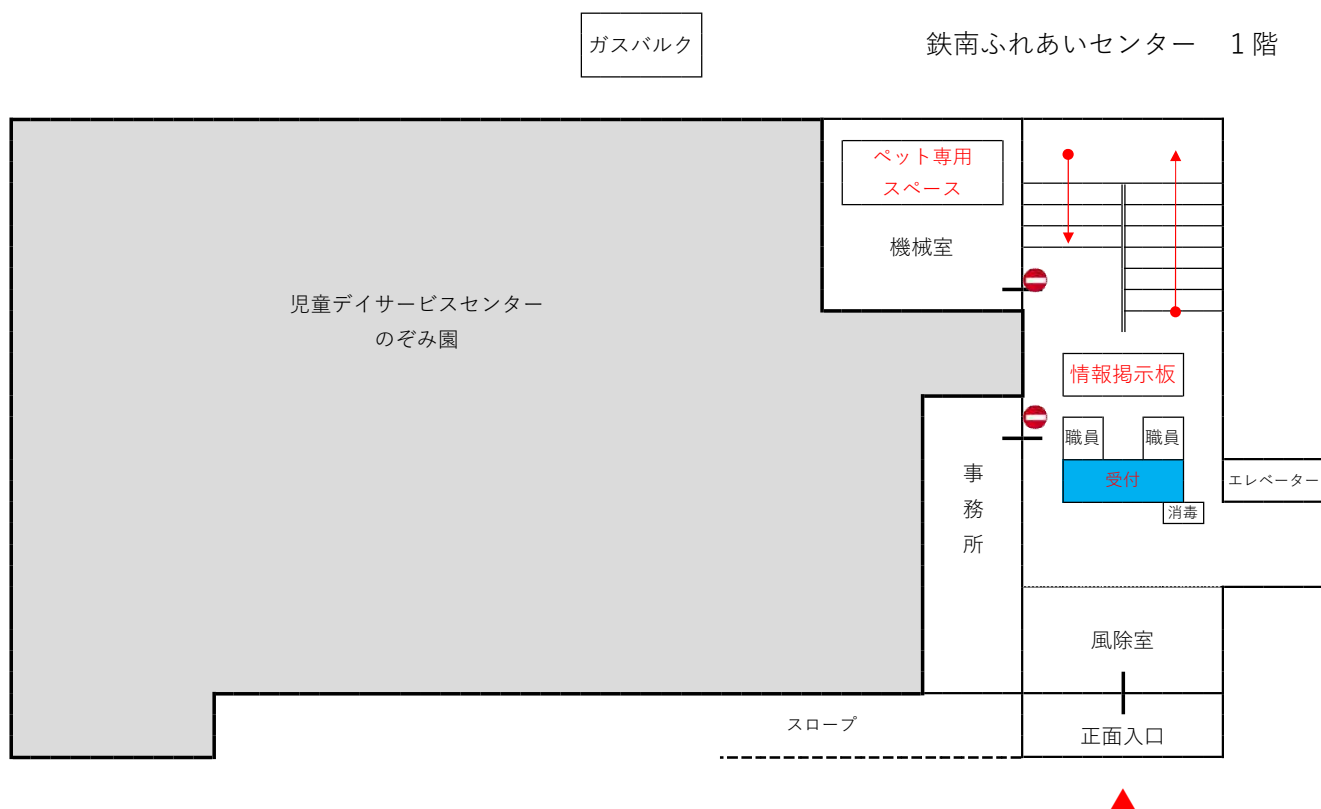
市民会館 2階



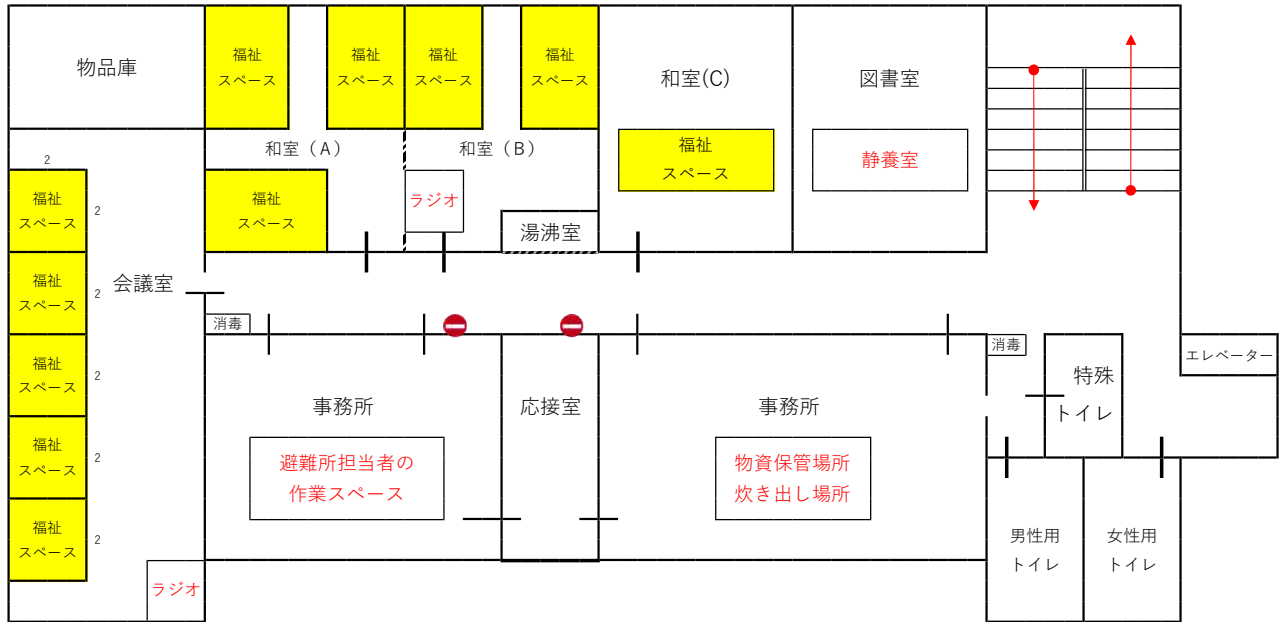
◎ 鉄南ふれあいセンター

施設の所管	保健福祉部社会福祉グループ
市の備蓄	屋外：防災倉庫
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話の回線あり。（停電時も使用可） ・ガスバルクあり。 ・階段下に湯沸室と和式トイレあり ・のぞみ園と併設。永和園が徒歩圏内にある。

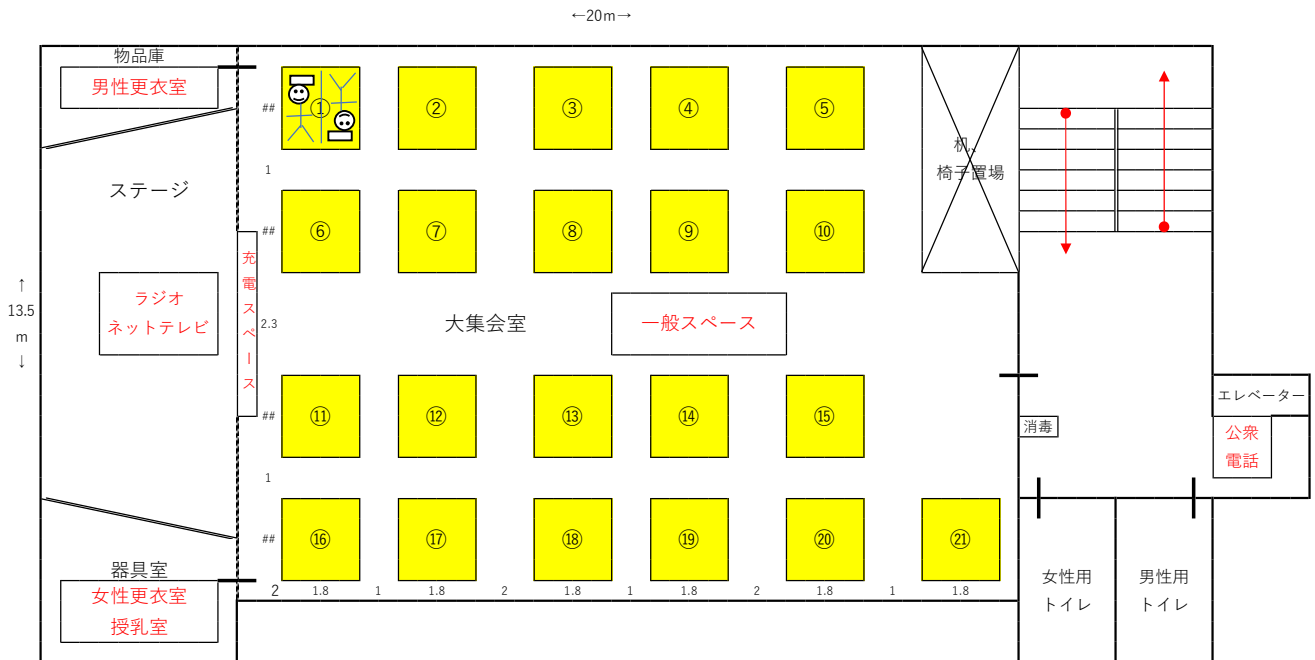
<レイアウト（案）>



鉄南ふれあいセンター 2階



鉄南ふれあいセンター 3階

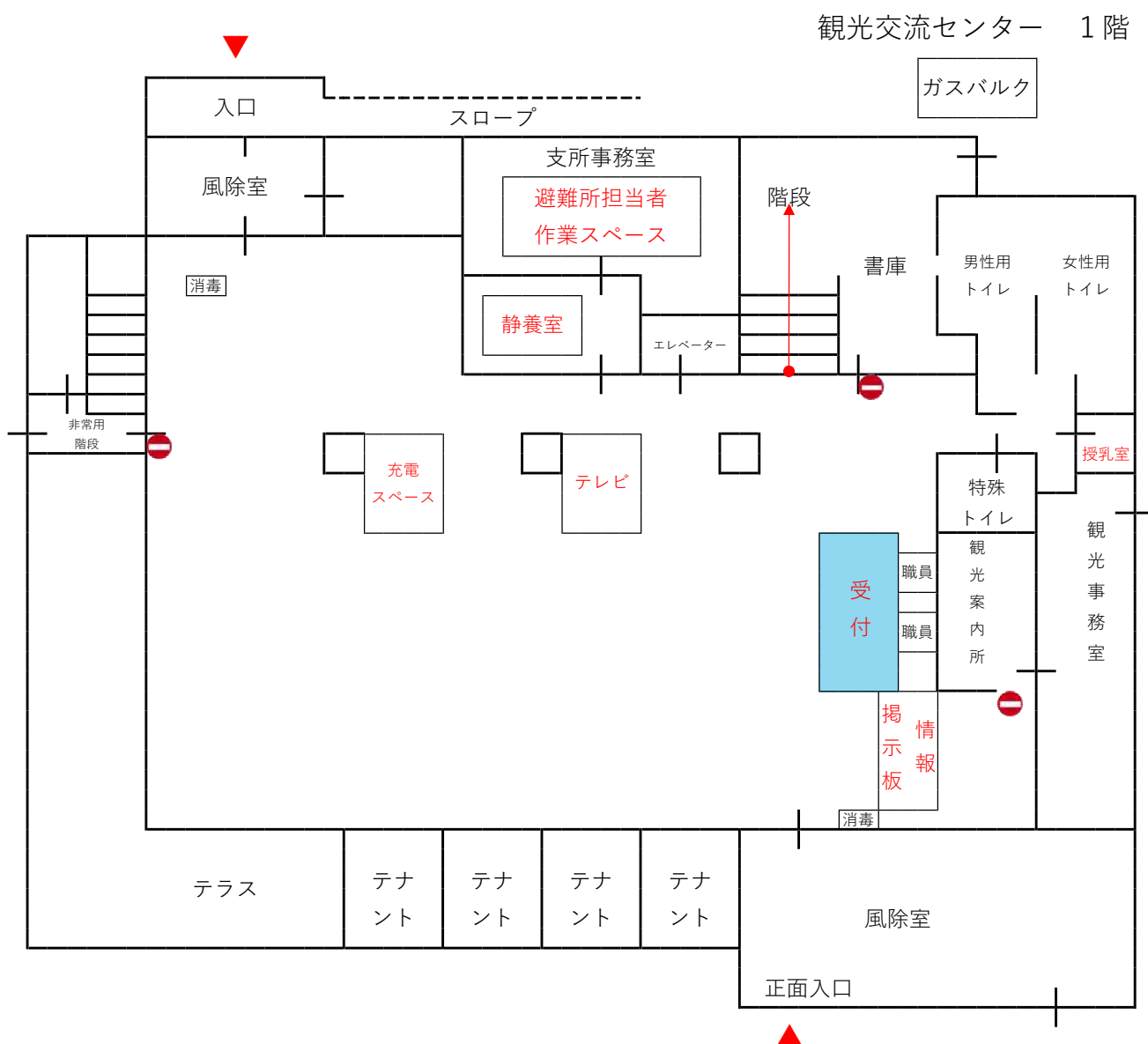


◎ 観光交流センター

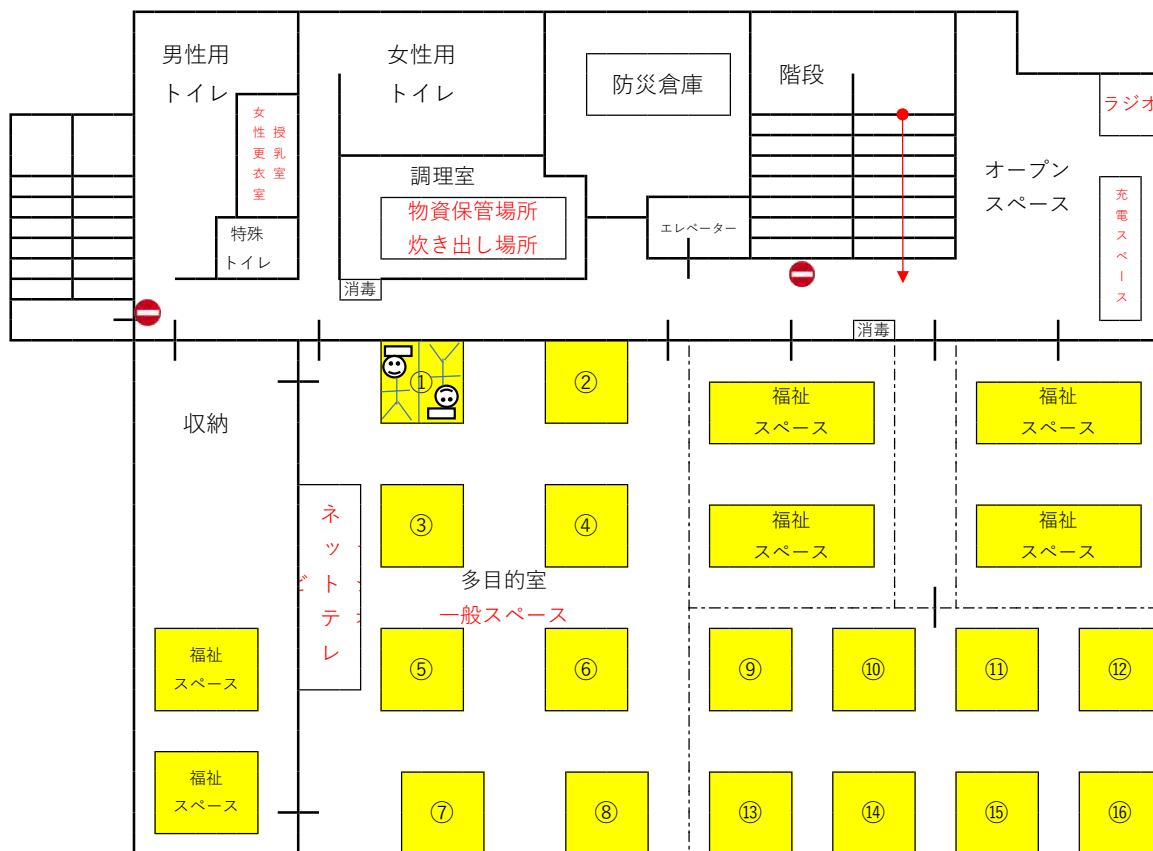
<概要>

施設の所管	観光経済部観光振興グループ 指定管理：一般社団法人 登別国際観光コンベンション協会
市の備蓄	2階：防災倉庫
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスバルクあり。 ・各所にある黒いコンセント口は非常用発電機に接続されている。 ・2階の特殊トイレにはシャワーが設備されている。

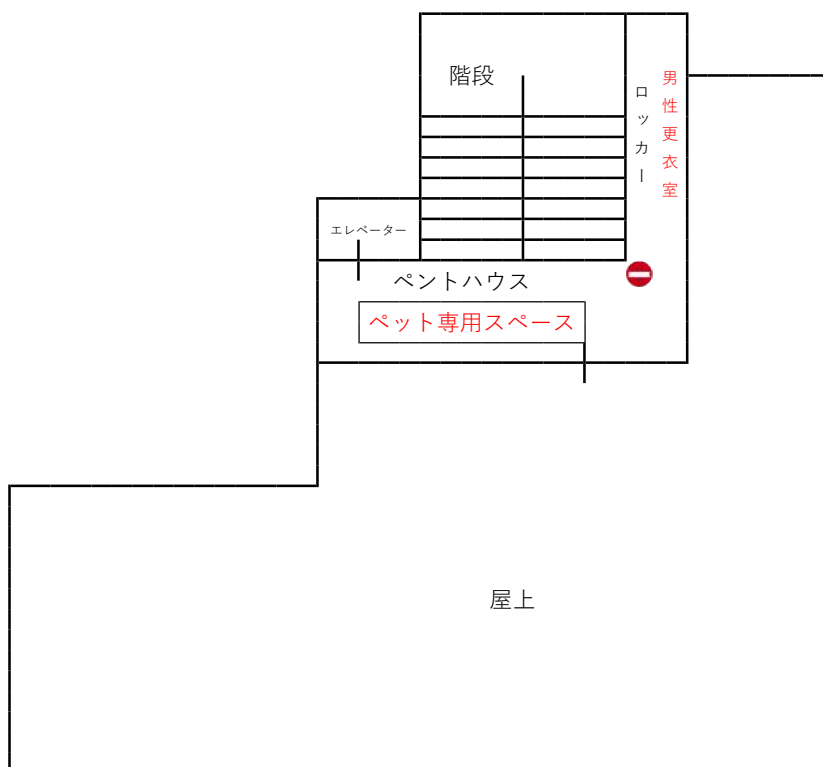
<レイアウト (案) >



観光交流センター 2階



観光交流センター ペントハウス・屋上

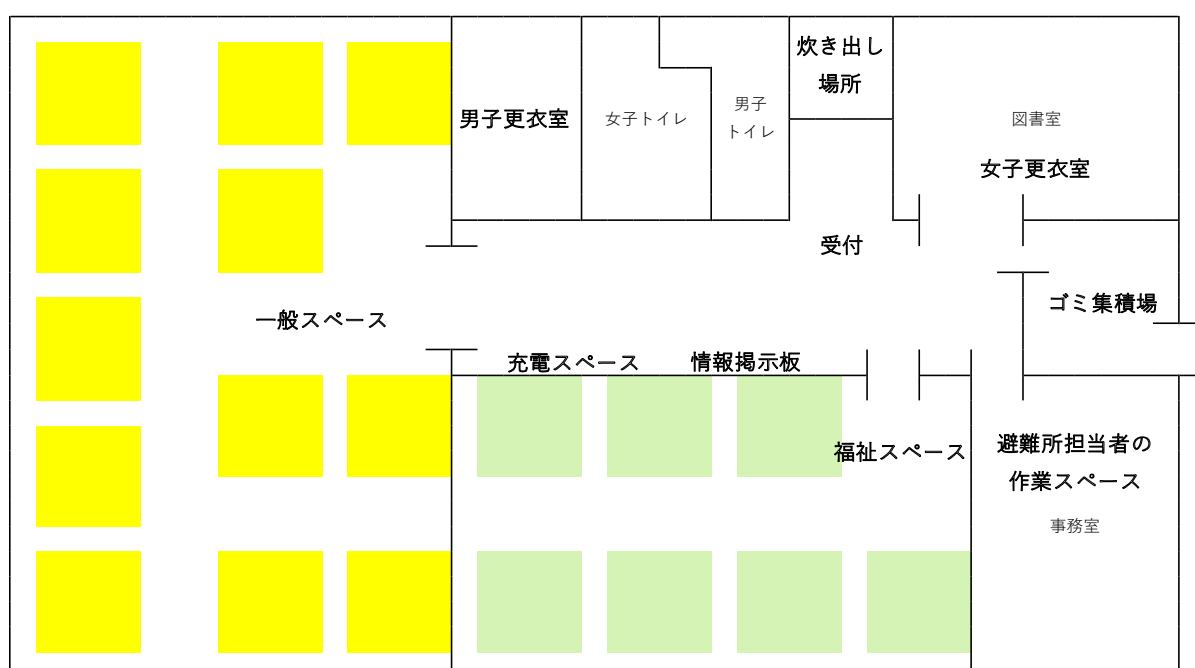


◎ 美園児童センター

<概要>

施設の所管	保健福祉部こども家庭グループ
市の備蓄	－
その他 注意事項	・冬季間で施設職員が不在の場合、水落としの解除が必要（手順が複雑）

<レイアウト（案）>

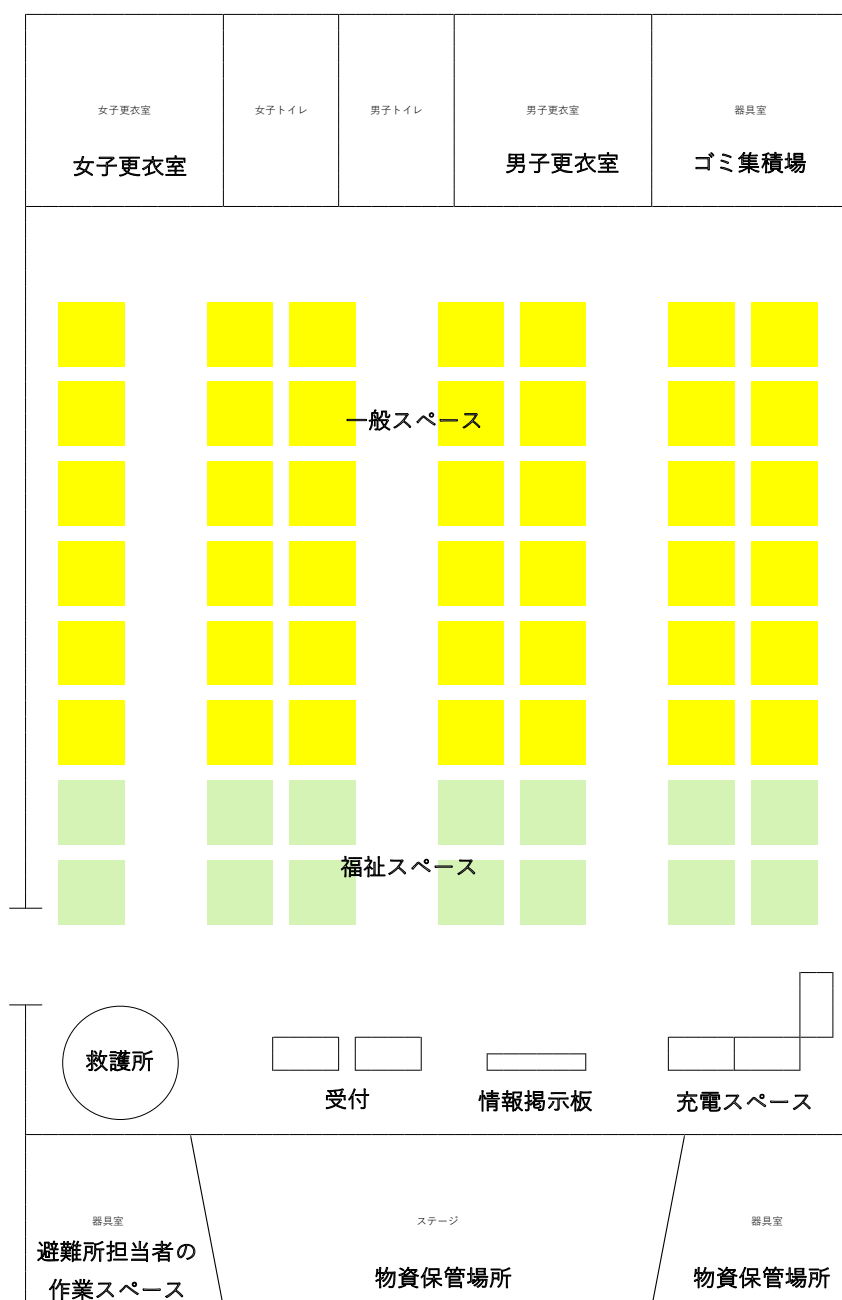


◎ 緑陽中学校

<概要>

施設の所管	教育委員会教育部学校教育グループ
市の備蓄	2階 給食配膳室
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスバルクあり。 ・特設公衆電話（発信専用あり） ※コンセントの位置は防災担当に確認

<レイアウト（案）>

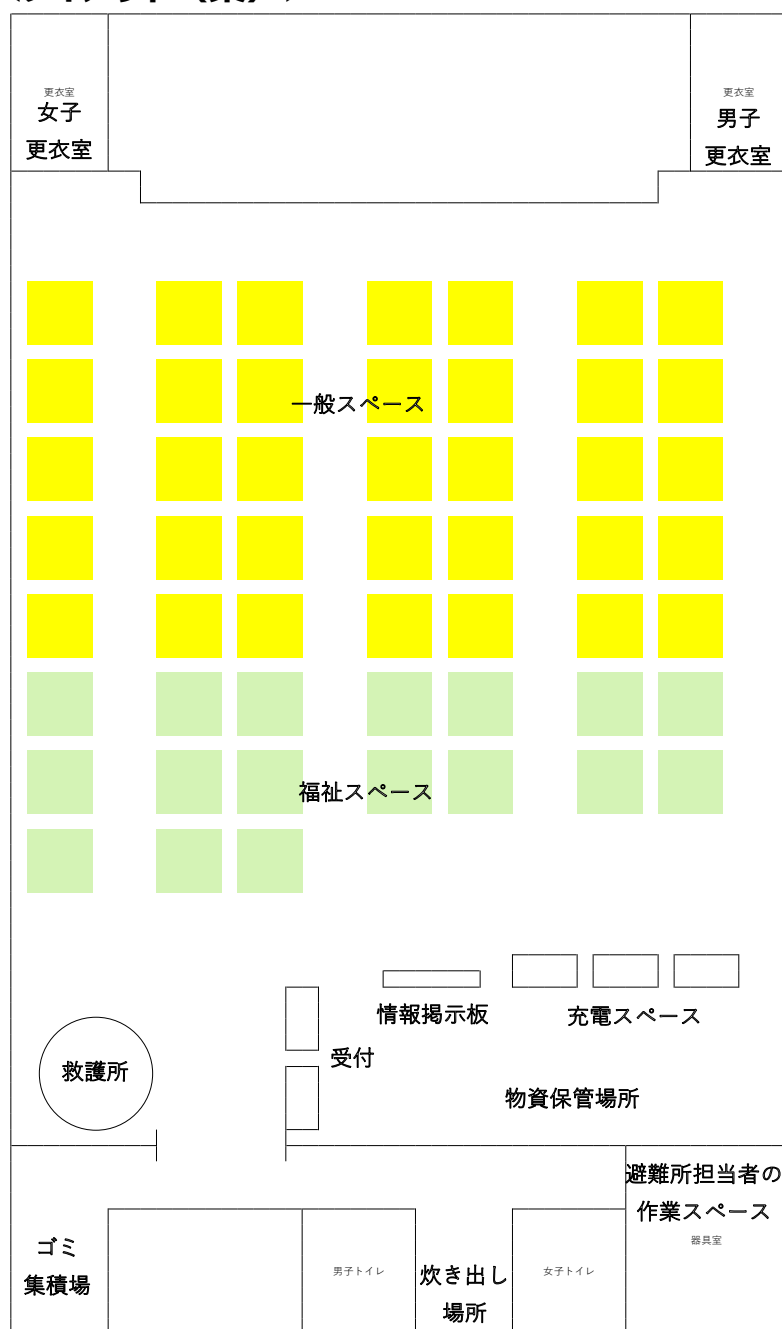


◎ 青葉小学校

<概要>

施設の所管	教育委員会教育部学校教育グループ
市の備蓄	1階 体育館更衣室
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスバルクあり。 ・特設公衆電話（発信専用あり） ※コンセントの位置は防災担当に確認

<レイアウト（案）>

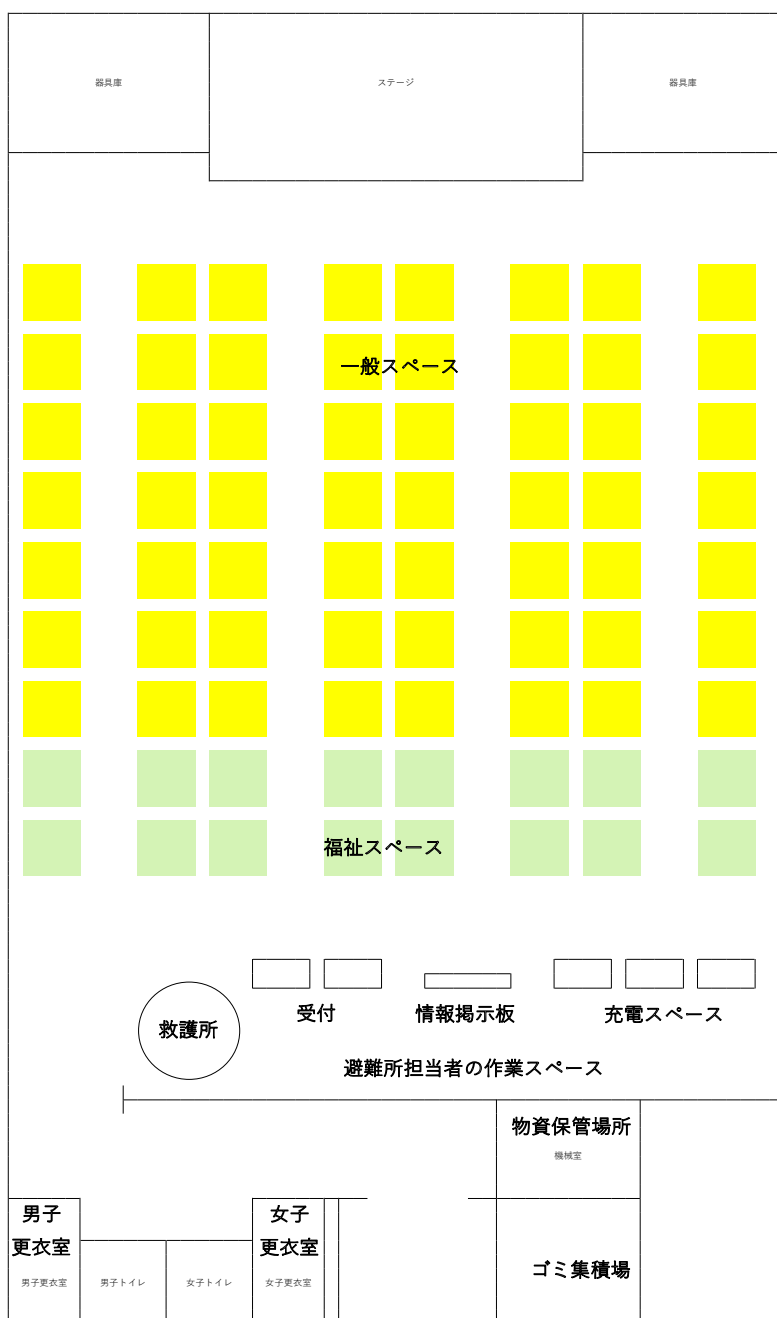


◎ 幌別中学校

<概要>

施設の所管	教育委員会教育部学校教育グループ
市の備蓄	1階 資料室
その他 注意事項	・特設公衆電話（発信専用あり） ※コンセントの位置は防災担当に確認

<レイアウト（案）>

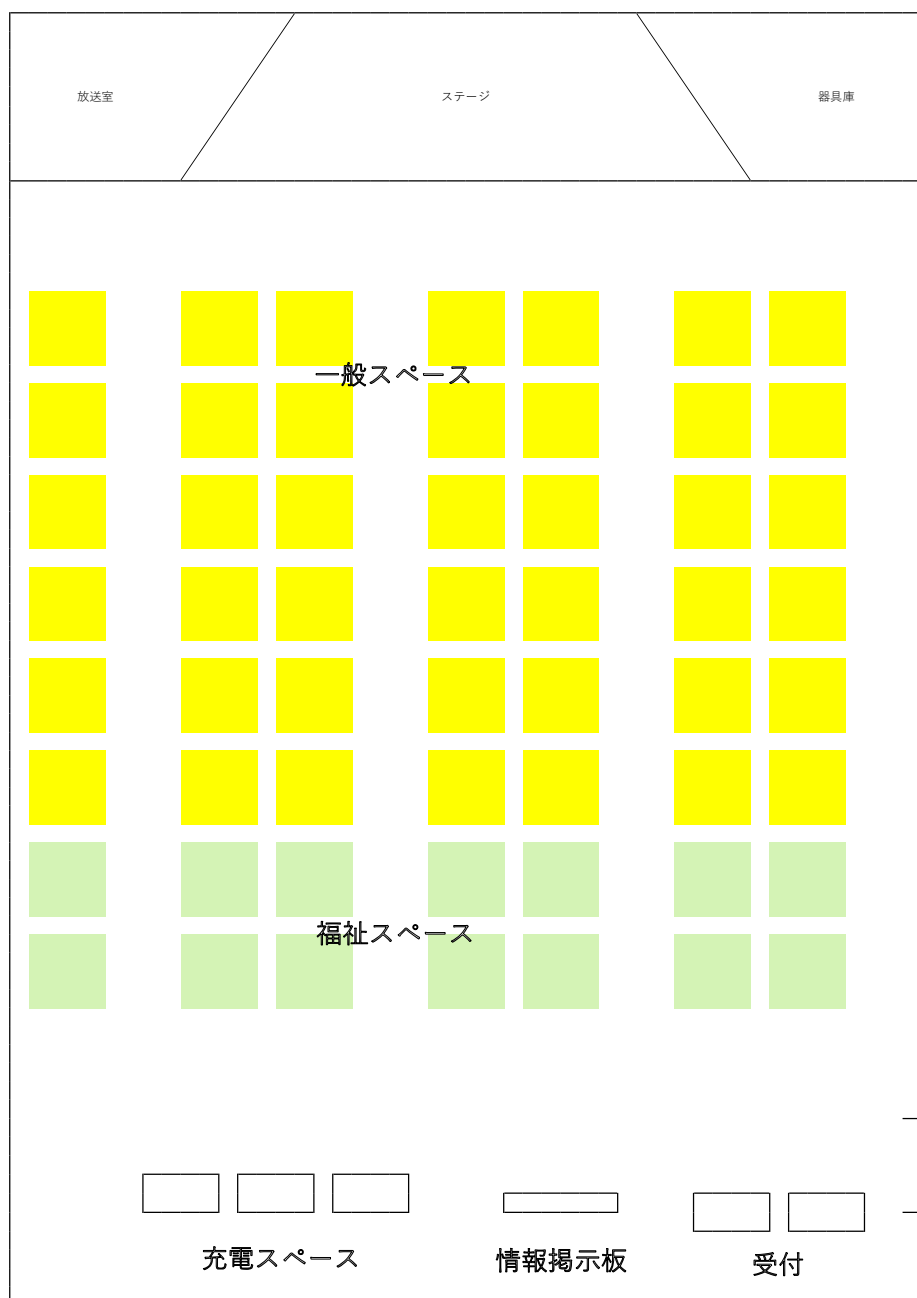


◎ 登別小学校

<概要>

施設の所管	教育委員会教育部学校教育グループ
市の備蓄	－
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスバルクあり。 ・特設公衆電話（発信専用あり） ※コンセントの位置は防災担当に確認

<レイアウト（案）>



(3) 避難所初動キット等の内容

◎ 避難所初動キット

品 目	数	単位	チェック
避難所運営マニュアル	3	冊	
避難所運営マニュアル（様式1～10）	5～10	セット	
福祉避難所開設・運営マニュアル	3	冊	
福祉避難所開設・運営マニュアル（様式集1）	5～10	セット	
避難所運営マニュアル【感染症対策編】	3	冊	
避難所運営マニュアル【感染症対策編】（様式集1～5）	5～10	セット	
外国人向け会話セット	1	冊	
耳マークポスター（A3）	1	枚	
耳マークカード（ネックホルダー付き）	3	個	
ヘルプマーク	3	個	
防災マップ（令和3年度作成）	5	冊	
防災マップ別冊版（令和5年度作成）	5	冊	
A4（500枚入り）	1	✓	
画板（A4）	4	枚	
手さげビニール袋	50	枚	
スケッチブック	1	冊	
避難所表示案内用紙（ラミネート済み）※別紙	1	式	
職員用ベスト	7	着	
ヘルメット	3	個	
軍手	12	双	
足裏消毒用バット	2	個	
タオル	3	枚	
タオル（未使用）	5	枚	
箱ティッシュ	1	箱	
腕章	5	枚	
懐中電灯（単1電池4本）	1	セット	
LEDミニランタン（単3電池4本）	2	セット	
蚊取り線香	1	箱	
布テープ	1	個	
スズランテープ（赤・青）	1	組	
マッキー	1	セット	

品 目	数	単位	チェック
スティックのり	1	本	
はさみ	1	本	
カッター	1	本	
ボールペン（黒）	7	本	
ボールペン（赤）	2	本	
鉛筆	20	本	
付箋	1	箱	
蛍光ペン（5本セット）	1	セット	
充電器（iPhone用ほか）※USB差し込み口6個	2	個	
充電器（iPhone用ほか）用ケーブル	2	個	
延長コード（7個口、5m）	1	本	
HDMIケーブル（HDMI⇔HDMI、5m）	1	本	
養生テープ	1	個	
ごみ袋（45リットル、透明）	50	枚	

◎衛生用品系キット

品 目	数	単位
スリッパ（10個入り×5）	50	足
大人用マスク（50枚入り×2箱）	100	枚
子ども用マスク（50枚入り×2箱）	100	枚
非接触型赤外線小型温度測定器	5	個
アルコール消毒液（1リットル 付属品含む）	8	個
おう吐物処理セット	10	個
フェイスシールド	10	個
スケール（30m）	1	個
スケール（5.5m）	1	個
布テープ	3	個
養生テープ	3	個
救急箱	1	箱
プラスチックグローブ（M）（20枚入り×1箱）	20	枚
プラスチックエプロン（50枚入り×1箱 袖なし）	50	枚
プラスチックエプロン（20枚入り×1箱 袖あり）	20	枚
箱ティッシュ	5	箱
タオル（未使用）	25	枚
大人用おむつ（M）	20	枚
乳児用おむつ（S）	88	枚
乳児用おむつ（M）	64	枚
乳児用おむつ（L）	54	枚
生理用品（普通：21センチ 40個入り×5）	200	枚
生理用品（多い日用：25センチ 17個入り×4）	68	枚

(4) 避難所開設決定時の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	災害により住民等に被害が発生するおそれがあるか	<input type="checkbox"/>
2	避難指示（緊急）や高齢者避難等、避難に関する情報を発令するのか	<input type="checkbox"/>
3	災害の種別に応じた避難所を開設しているか	<input type="checkbox"/>
4	避難所となる施設の管理者に避難所開設の連絡をしたか	<input type="checkbox"/>
5	避難所開設にともなう人員を確保したか	<input type="checkbox"/>
6	避難所開設時間を避難者が安全に避難できる時間帯に設定したか	<input type="checkbox"/>
7	避難所開設時に必要な物資や車両を準備したか	<input type="checkbox"/>
8	避難所の開設を関係機関に連絡したか	<input type="checkbox"/>
9	避難所開設の周知方法（防災行政無線、登録制メール等）を決定したか	<input type="checkbox"/>

(5) 避難所担当者の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	避難所運営に適した服装か（作業服、運動靴または長靴、防寒着、手袋）	<input type="checkbox"/>
2	避難所運営に必要な物資・資機材を受け取ったか	<input type="checkbox"/>
3	受け取った資機材の動作確認、操作方法を確認したか	<input type="checkbox"/>
4	避難所の鍵の受け取り方法を確認したか	<input type="checkbox"/>
5	避難所担当者を決定し、本部に報告したか	<input type="checkbox"/>
6	避難所運営時の役割を決定したか	<input type="checkbox"/>

(6) 避難所開設の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	避難所に到着したことを本部に報告したか	<input type="checkbox"/>
2	複数名で避難所の被害状況やライフラインの状況を確認したか	<input type="checkbox"/>
3	避難所のレイアウトを決定し、必要な物資の配置したか	<input type="checkbox"/>
4	停電時の場合、充電希望者に対応した準備をしたか	<input type="checkbox"/>
5	立ち入り禁止スペースには「立入禁止」の貼り紙をしているか	<input type="checkbox"/>
6	避難所開設時間までに受付準備を完了したか	<input type="checkbox"/>
7	要配慮者の避難を想定したスペースを準備したか	<input type="checkbox"/>

(7) 避難所運営の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	避難者名簿に避難者の氏名等を記載してもらったか	<input type="checkbox"/>
2	避難者数の定時報告を本部にしているか	<input type="checkbox"/>
3	報道機関や来訪者には取材目的等を確認し、本部に報告しているか	<input type="checkbox"/>
4	要配慮者（障がい者、乳幼児、妊婦等）や負傷者等が避難した際、避難スペース等の配慮をしているか	<input type="checkbox"/>
5	ペット連れで避難してきた場合、飼い主に避難所でのルールを伝えているか	<input type="checkbox"/>
6	定期的に食糧を避難者に配布しているか	<input type="checkbox"/>
7	食糧や物資に不足が生じるおそれがある場合は、本部に連絡し、追加要請をしているか	<input type="checkbox"/>
8	定期的に避難者の体調を確認しているか	<input type="checkbox"/>
9	民間企業等から支援を受けた場合、支援の内容を本部に報告したか	<input type="checkbox"/>
10	本部からの情報やライフライン復旧情報等を避難者に周知しているか また、周知方法は要配慮者の特性に配慮しているか	<input type="checkbox"/>
11	施設で破損した箇所がないか。また、破損した箇所を本部に報告したか	<input type="checkbox"/>
12	問題を起こす（起こした）避難者がいる場合、本部に報告（場合によっては警察に通報）したか	<input type="checkbox"/>
13	避難者にも避難所運営の協力を依頼することを説明したか	<input type="checkbox"/>
14	避難所を定期的に巡回し、ライフラインに異常がないか確認をしているか	<input type="checkbox"/>
15	避難所担当者が不足している場合、本部に連絡し、追加派遣を要請しているか	<input type="checkbox"/>
16	避難所で聞き取りした地域の被害状況等の情報を本部に報告しているか	<input type="checkbox"/>
17	避難所で風邪等の感染症患者が発生した場合、本部に報告し、指示を受けているか	<input type="checkbox"/>
18	在宅避難者及び自家用車で避難している避難者数を把握し、本部に報告しているか	<input type="checkbox"/>
19	在宅避難者のニーズや被害状況を聞き取りし、本部に報告しているか	<input type="checkbox"/>
20	本部は、人的支援・物的支援が必要となる場合、関係機関や協定締結先に支援を要請しているか	<input type="checkbox"/>
21	本部は、避難所からの報告を受け、追加の避難所開設を検討しているか	<input type="checkbox"/>
22	本部は、避難所からの報告を受け、福祉避難所や宿泊施設避難所の開設を検討しているか	<input type="checkbox"/>

(8) 長期に及ぶ避難所運営の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	避難所運営委員会を立ち上げることを避難所で説明したか	<input type="checkbox"/>
2	避難所運営委員会の委員長、副委員長、各班長を総意で決定したか	<input type="checkbox"/>
3	各班にはそれぞれの知識や経験を最大限に活用できる人材を配置しているか	<input type="checkbox"/>
4	避難所運営委員会を定期的を開催し、情報の共有や課題の解決に向けた協議を実施しているか	<input type="checkbox"/>
5	避難所運営委員会での課題や解決できない案件は本部に報告し、指示を受けているか	<input type="checkbox"/>
6	必要に応じ、班の構成や班員の変更を実施しているか	<input type="checkbox"/>
7	本部は、避難者等の健康を維持するための対策を検討し、避難所に指示をしているか	<input type="checkbox"/>
8	本部は避難者のプライバシー確保や心のケアに配慮した対策を検討し、避難所に指示をしているか	<input type="checkbox"/>

(9) 避難所閉鎖の確認項目

NO.	確認項目	チェック
1	避難者に避難所閉鎖の周知をしたか	<input type="checkbox"/>
2	避難所からの退去を拒む避難者がいないか。また、本部に報告したか	<input type="checkbox"/>
3	避難所施設の備品等を使用した場合は、元の位置に戻したか	<input type="checkbox"/>
4	施設の鍵の受け渡し方法について、本部から指示を受けているか	<input type="checkbox"/>
5	避難所閉鎖準備が完了したことを本部に連絡したか	<input type="checkbox"/>

(10) 要配慮者の特性に応じた対応例

対象者	配慮事項
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声で複数回繰り返す等、情報伝達方法に配慮する ○トイレ等の移動時は誘導する人の腕などに触れさせ誘導する ○話しかける際は、前方から「〇〇さん」と呼び、「市役所の〇〇です」と自己紹介をしてから話をする ○物資等を手渡す際は、具体的な説明（サイズ、形、使用方法等）を行い、手で触って確認してもらう
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○紙に書いて伝達する等、情報伝達方法に配慮する ○話をする際は、正面から口を大きく動かし、ゆっくり話をする（口話）
言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○会話する際は、一語一語ゆっくり確認する ○聞き取りにくい場合は筆談にする
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす等が通れる通路を確保する ○車いす等での移動ができない場合は、介助する ○段ボールベッド等の設置を検討する
内部障がい者 (難病患者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや病気の状況を本部に状況を伝え、指示を受ける ○ぼうこう、直腸障がい（人工肛門・人工膀胱） <ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具等の確保 ・多目的トイレの確保 ○腎臓機能障がい <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析を受けられる医療機関の確保 ・食事制限の確認 ○呼吸器障がい <ul style="list-style-type: none"> ・酸素ポンベの確保
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるように配慮する ○図や絵を用いた説明、ゆっくりと話して説明する等、情報伝達方法に配慮する ○介助者と一緒に過ごせるスペースの確保に配慮する
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○介助者と一緒に過ごせるスペースの確保に配慮する ○病状や服薬情報を丁寧に聞き取り、服薬中断による体調の悪化を防ぐように配慮する

対象者	配慮事項
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○変化に対する抵抗やこだわりが強い傾向にあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するように配慮する ○説明は簡潔に肯定的な言葉で伝える等、情報伝達方法に配慮する
重症心身障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○リクライニング車いすの設置、オムツ交換等ができる広めのスペースを確保する ○器財等の運搬に協力する ○医療機関の協力を早期に調整する
乳 幼 児	<ul style="list-style-type: none"> ○夜泣きする可能性があるので、個室の確保等、避難スペースに配慮する ○キッズスペースの設置を検討する ○搾乳、授乳できるスペースの確保に配慮する ○配布する食糧に配慮する
妊 婦	<ul style="list-style-type: none"> ○安静に休息できるスペースの確保に配慮する
医療機器使用者	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器の電源を確保するように配慮する ○避難所での対応が困難な場合は本部に連絡し、医療機関等へ移送する
認知症のある方	<ul style="list-style-type: none"> ○介助者と一緒に過ごせるスペースの確保に配慮する
傷 病 者	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷している場合は突然悪化することがあるので、可能な限り医療機関へ搬送する ○風邪やインフルエンザなどの感染症の疑いがある方は個室を確保し、他の避難者に感染しないように配慮する
アレルギー疾患のある方	<ul style="list-style-type: none"> ○食事の配布をする際に、アレルギーの有無について確認する ○避難所での生活が困難である場合は、本部に連絡し、指示を受ける
高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ○できるだけトイレに近い場所へ誘導する ○耳が遠い方もいるので、分かりやすくはっきりと伝える工夫をする ○孤立を防ぐために定期的にコミュニケーションをとり、健康状態を把握する
要配慮者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ○休息できる時間を確保できるように配慮する

(11) 避難所におけるルール（例）

避難所におけるルールについて

登別市・〇〇避難所運営委員会

避難所において避難者全員が少しでも快適に過ごすため、お互いに協力し、ルールを守りましょう。

1 避難スペースについて

避難スペース以外は立入禁止です。

「立入禁止」などの貼り紙をしている場所には、許可なく入らないでください。

障がい者や乳幼児、妊婦などの要配慮者が避難した場合は、移動していただく場合があります。

2 避難所開設期間について

この避難所は、電気や水道などのライフラインが復旧を目的に縮小・閉鎖します。

3 避難所運営委員会について

避難所の運営に必要な協議をするため、毎日避難所運営委員会を開催します。

避難所運営委員会のメンバーは委員長、副委員長、各班長で構成します。

避難所運営委員会で決定した事項は、その都度、避難者に周知しますので、決定事項は遵守してください。

4 消灯時間・外出時間について

消灯は午後〇〇時です。

消灯時間以降の点灯は通路のみとし、避難スペースは原則消灯します。

消灯時間以降の外出は原則禁止します。

5 携帯電話・スマートフォンについて

携帯電話やスマートフォンはマナーモードにし、通話をする場合は他の避難者の迷惑にならない場所で通話してください。

6 公衆電話について

1 回の通話は原則 5 分以内とし、多くの方が利用できるように配慮してください。

7 トイレの利用について

お互いが気持ちよく利用するために、清潔に使用することを心がけてください。

8 ごみ出しについて

ごみは市の決まりを守って分別し、指定された場所に捨ててください。

9 喫煙・飲酒について

避難所での喫煙・飲酒は禁止します。

喫煙は、指定された場所のみで行ってください。

10 コンセントの利用について

避難所内で使用していないコンセントがある場合は携帯電話の充電などに使用しても構いません。

多くの方がコンセントを使用できるよう、1 回の利用時間は 30 分以内になしてください。

(12) ペット飼育のルール (例)

ペット飼育のルールについて

避難所での暮らしは、限られたスペースでの共同生活であることから、ペットの飼育者と非飼育者の相互理解が必要です。

動物の苦手な方やアレルギーをお持ちの方のことも考慮して、人とペットが少しでも気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

1 避難所で受け入れ可能なペットの種類

犬、猫、ハムスターやリスなどの小型の動物、鳥類（小型のものに限る。）、小型の爬虫類及び両生類。

※飼育に個別に電力を必要とするものは対応できません。

2 ペットの飼育管理

飼い主自身が責任をもってペットの飼育管理を行います。

飼育に必要な資材（リード、キャリーバッグ、ケージ等）や食料は、飼い主がそれぞれ持ち寄ることが原則です。

3 避難所における優先順位

避難所では避難者が優先であることを守り、ペットを飼っていない方に配慮しましょう。

4 飼い主（所有者）の明示

ペットには首輪を付け、飼い主とペットの名前と連絡先を書いた名札を必ず付けるようにしましょう。

5 ペットの飼育管理

ペット専用スペースでキャリーバッグやケージに入れて飼育しましょう。ペット専用スペースにおいても放し飼いはしないでください。

ペット専用スペース以外の場所にはペットを入れないでください。

6 ペットの給餌・給水

エサの時間を決め、終わったら片付けましょう。

余ったエサは必ず後始末しましょう。

7 排泄の処置

飼い主の責任によりきちんと後始末をしましょう。

フン尿は、ゴミ袋を二重にして入れた後、市で設置しているゴミ箱に捨ててください。

8 散歩・運動

逃走防止のため必ずリードを装着しましょう。犬の散歩で発生したフンは必ず片付けましょう。

早朝・夜間のペットとのふれあいは控えましょう。

9 ブラッシング等

屋外の指定された場所において、人がいないことを確認した上でブラッシングを行いましょう。

また、ブラッシング後の後始末は飼い主の責任において必ず行いましょう。

10 清掃

定期的にケージやその他の用品の清掃を行ない、ペットの体や飼育場所の清潔を保つようにしましょう。

11 飼養の協力

飼い主全員で、飼育ルールを確認し、飼育に必要な共同作業について、役割分担やローテーションを決め、協力して飼養管理を行いましょう。

12 一時的な預かりの検討

長引く避難生活は、ペットにとっても大きなストレスになります。

ペットの精神的・身体的負担を減らすため、一時的に知人や親せきなどに預ける等の方法についても検討しましょう。また、ペットホテルへの避難についても検討しましょう。